

## 測量法

### 1. 案内情報

- 手続名 : 基本測量及び公共測量以外の測量の届出  
手続根拠 : 測量法 4 5 条第 1 項  
手続対象者 : 測量法第 6 条の基本測量及び公共測量以外の測量を実施しようとするもの  
提出時期 : 測量法第 6 条の基本測量及び公共測量以外の測量を実施するとき  
提出方法 : 測量計画機関の所在地を管轄する国土地理院地方測量部または沖縄支所へ提出して下さい。  
手数料 : 無し  
添付書類・部数 : 無し  
申請書様式 : 測量法第 4 5 条の規定による届出書  
記載要領・記載例 : 提出先となる窓口にお問い合わせください。

### 2. 窓口情報

- 提出先 : 北海道地方測量部 011-709-2311  
対象地域(北海道)  
東北地方測量部 022-295-8611  
対象地域(青森県・岩手県・宮城県・秋田県・山形県・福島県)  
関東地方測量部 03-5213-2051  
対象地域(茨城県・栃木県・群馬県・埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・山梨県・長野県)  
北陸地方測量部 0764-41-0888  
対象地域(新潟県・富山県・石川県・福井県)  
中部地方測量部 052-961-5638  
対象地域(岐阜県・静岡県・愛知県・三重県)  
近畿地方測量部 06-6941-4507  
対象地域(滋賀県・京都府・大阪府・兵庫県・奈良県・和歌山県)  
中国地方測量部 082-221-9743  
対象地域(鳥取県・島根県・岡山県・広島県・山口県)  
四国地方測量部 087-861-9013  
対象地域(徳島県・香川県・愛媛県・高知県)  
九州地方測量部 092-411-7881  
対象地域(福岡県・佐賀県・長崎県・熊本県・大分県・宮崎県・鹿児島県)  
沖縄支所 098-855-2595  
対象地域(沖縄県)  
受付時間 : 8時30分から17時まで  
相談窓口 : 提出先となる各地方測量部・支所

### 3. 手続情報

- 審査基準 : 届出の形式上の要件に適合している場合は、届出の提出先とされる機関の事務所に到達したときに、当該届出の義務が履行されたものとされています。  
標準処理期間 :  
不服申立方法 :

## 測量法第 4 5 条の規定による届出書

測量法第 4 5 条の規定により下記のとおり届出します。

平成 年 月 日

所在地  
測量計画機関 名称  
代表者.....印

国土交通大臣 殿

測 量 の 目 的		
測 量 地 域		
作 業 量		
測 量 期 間	平成 年 月 日から 年 月 日	
測 量 精 度		
測 量 方 法		
国・公共団体の許可・認可又は補助を受けて行う 工事名又は事業名		
使用する測量成果の 種類及び内容		
測量に関する計画者氏名 及び測量士登録番号		
測 量 作 業 機 関	名 称	
	測量業者登録番号	
	代表者の氏名	
	所 在 地	
	主任技術者氏名及び 測量士登録番号	
測量標・測量成果の使用 承認申請書提出年月日		
備 考		

**記載要領**

測量地域欄は、別に地形図を用い、当該測量の測量成果及び当該測量において使用する測量成果の位置関係等を表示すること。

作業量欄は、当該測量の測量成果を記入すること。

測量方法欄は、測量の方法、使用する主な機器等を具体的に記入すること。

国・公共団体の許可・認可又は補助を受けて行う工事名又は事業名欄は、許可・認可又は補助を受けて行う工事又は事業のためでない測量については、無しと記入すること。

備考欄は、測量計画機関担当者の氏名、所属、電話番号等を記入すること。